

都城市山田総合福祉センター指定管理者候補者選定の概要

都城市山田総合福祉センターの指定管理者については、次のとおり候補となる団体を非公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成30年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

(1) 団体の名称

社会福祉法人 都城市社会福祉協議会

(2) 代表者名

会長 島津 久友

(3) 所在地

都城市松元町4街区17号

(4) 設立年月日

平成18年1月5日

(5) 従業員数

285名

(6) 業務内容

(法人運営)

- ・法人運営
- ・企画/広報事業
- ・福祉センター等受託運営事業
- ・善意銀行活用事業
- ・都城市総合社会福祉センター運営事業
- ・退職積立事業 福祉資金等運用事業

(地域福祉)

- ・ボランティアセンター事業
- ・地域福祉推進事業
- ・認知症地域サポーター支援事業
- ・都城市ファミリーサポートセンター事業
- ・子育て応援助成事業
- ・共同募金配分金事業
- ・福祉バス運行事業
- ・緊急援護等事業

(相談支援)

- ・機関相談支援センター事業
- ・障害者生活支援センター事業
- ・障がい者日中活動事業
- ・福祉サービス利用支援事業
- ・生活福祉資金等貸付事業
- ・権利擁護センター事業
- ・生活自立相談センター事業
- ・地域包括支援センター運営（2箇所）

(在宅福祉)

- ・介護保険事業
- ・障害福祉サービス事業所
- ・移動支援事業
- ・介護予防事業
- ・「食」の自立支援事業
- ・点字図書館事業
- ・認定こども園
- ・保育

【別紙 3 - 2】

- 園運営受託事業 ・ 居宅介護支援事業 ・ 日中一次支援事業
(その他)
・ 団体事務

2. 指定期間

平成 31 年 4 月 1 日 ～ 平成 38 年 3 月 31 日 (7 年間)

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城市山田総合福祉センター (都城市山田町山田 4 3 1 9 番地 2)	敷地面積：6, 645 m ² 総合福祉センター：1, 305 m ² ボランティア活動室：46 m ² 休憩室：22 m ² 等

(2) 業務概要

- ①施設等の利用の許可、利用の取消し等、利用の制限、原状回復に関する業務
- ②利用料金の徴収に関する業務
- ③施設等の維持及び修繕に関する業務
- ④介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 7 項に規定する通所介護に係る居宅サービスの実施及び同法第 115 条の 45 第 1 項第 1 号ロに規定する第 1 号通所事業に係る介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する業務
- ⑤給食、生活指導、機能訓練、入浴、送迎等の実施に関する業務
- ⑥上記のほか、施設等の管理及び運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

4. 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

5. 選定結果

(1) 非公募により候補者を選定した理由

社会福祉法人都城市社会福祉協議会は、都城市地域福祉計画に基づく総合的な地域福祉事業の推進及び協働体制を築く上で唯一の団体であり、また当該施設は、これらの事業を行う上で地域に密着した拠点となる施設であることから、非公募により候補者を選定した。

(2) 申請書類の審査結果

- ・ 市民の平等な利用の確保について

【別紙3-2】

市の管理方針、公の施設の設置目的を十分認識、理解しており、また、相談や苦情への対応についても対策がなされている。さらに、環境に配慮した取り組みも提案されている。

- ・施設の効用の最大限の発揮について

住民ニーズに基づく利用者増の提案もされており、関係団体や地域住民との連携、交流の提案もなされている。また、サービス及び利便性の維持向上も提案されている。

- ・経済的な管理運営と適正な経費配分について

経費節減の考え方が提案されている。

- ・管理運営能力について

安定した運営が可能な申請法人の財務状況であり、類似施設を良好に運営した実績もある。収支計画の積算根拠も明確で、実現可能なものであり、収支計画と事業計画の整合性も図られている。

また、組織体制、勤務体制、責任体制も確立されており、職員の指導育成、研修体制も提案されている。さらに、個人情報保護、情報公開及び労働法令等についても、認識しているとともに、まちづくりへの熱意、地域団体や地域住民等との融合性、地域福祉のノウハウも十分備えている。